

## 県庁周辺の県有地等有効活用のための調査・検討業務委託仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う県庁周辺の県有地等有効活用のための調査・検討業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

県庁周辺の県有地等有効活用のための調査・検討業務

### 2 目的

本業務は、県庁舎及び県庁周辺の県有地・県有施設、関連公共施設等について、令和5年度に実施した再配置検討に基づき、長野市のまちづくり方針を踏まえながら、具体的な検討と関係者協議等を行い、効率的で効果的な集約再編である整備方針を作成するために調査・検討するものである。

### 3 契約期間

契約日から令和7年3月21日まで

### 4 業務内容

令和5年度に実施した再配置検討に基づき、長野市のまちづくり方針を踏まえながら、以下の業務を行う。

- (1) 県警本部庁舎及び県有施設等の集約・配置の検討
  - ・現状と課題、県警本部庁舎位置を整理する。
  - ・まちづくりイメージ、県有施設等の再配置を検討する。
- (2) 有識者会議・地域との調整支援
  - ・有識者会議の運営を支援する。
  - ・有識者会議（5回を想定）における資料・議事録を作成する。
  - ・地域との調整、地域調整用資料を作成する。
- (3) 県有施設等再配置の事業化の検討
  - ・県有施設等再配置の検討に当たり、事業手法（民間資金の活用等）、事業採算、コスト、スケジュールを検討する。
- (4) 県有施設等再配置案の実現可能性の検証及び対応策の整理
  - ・県有施設等の再配置案における民間事業者参入可能性調査（5者程度）を行う。
  - ・官民連携による可能性の検討を行う。
- (5) 方針の作成支援
  - ・県庁周辺整備の方針案を作成する。
  - ・県警本部庁舎を含む県有施設等の再配置案を作成する。

## 5 成果品

本業務において作成する成果品の部数及び納期は概ね次のとおりとし、詳細は契約時に本県と協議の上決定する。

各種印刷物は、原則カラー印刷とするが、内容により本県との協議を経て単色印刷も可とする。

業務内容項目	規格・数量等	納期等
1 有識者会議・地域との調整支援 4 業務内容(2)		開催日の7日前まで (困難な場合は別途協議)
2 全項目共通	委託業務完了報告書 (本業務の全ての資料をまとめたもの) A4判 3部	令和7年3月21日 (全てをまとめたもの)
	上記成果品の電子データ一式 電子媒体 2セット ※データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形とし、データ形式等は協議の上決定する。	成果品提出と同時に (困難な場合は別途協議)

## 6 成果品の提出先

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部財産活用課

## 7 業務に関する情報の取扱

受託者は、本業務の実施に当たり、下記の事項を遵守するものとする。

- (1) 受託者は、本業務に関する書類、電子情報及びその記録媒体等に記録された情報を本業務の履行以外の用途に使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務に関する書類、電子情報及びその記録媒体等を委託者の許可なく複写、複製し、かつ第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、本業務に関する書類、電子情報及びその記録媒体等の管理に当たっては、漏えい、滅失、毀損等を防止し、その適正な管理を図るものとする。
- (4) 受託者は、本業務の契約の完了時又は解除時は、受託者が個別に所持する本業務に関する情報を廃棄しなければならない。なお、廃棄に当たっては、裁断、焼却等、当該情報が決して第三者に利用されることのない方法によらなければならない。

## 8 守秘義務

受託者は、本業務の実施において知り得た秘密を漏洩してはならない。また、契約期間が満了した後も同様とする。

## 9 立入り

- (1) 現地作業等のため第三者の土地に立入り、又は一般の交通に支障を及ぼす等第三者に損害を与えるおそれのあるときは、受注者は、予め発注者と詳細にわたって打合せを行うこと。第三者に損害を与えたときは、受注者において解決するものとする。
- (2) 現地への立入範囲及び時期については、事前に発注者の了解を得るとともに、必要に応じて関係地権者並びに関係者への事前連絡を行うこと。

## 10 その他

- (1) 受託者は、業務履行に当たり、委託者と緊密な連携を図るとともに、進捗に応じて委託者の指示により報告を行い、また、本業務に必要な情報収集に活用した資料を提出するものとする。
- (2) 本業務の実施に当たり、本業務完了後、第三者協議への出席要請を行う場合がある。
- (3) この仕様書に記載の無い事項、その他詳細な事項及び本業務の履行に当たり疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議を行い決定するものとする。